

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、生駒市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知が
ありました。

令和七年一月十日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（道路台帳）

二 測量の地域 生駒市の一部

三 測量の期間 令和七年一月一日から同年三月三十一日まで